

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る一般競争入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

令和2年度鳥取県教育情報化推進研修業務 一式

(2) 調達案件の仕様

令和2年度鳥取県教育情報化推進研修業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から令和3年2月28日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年11月17日（火）正午までに4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（3）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 「令和2年度鳥取県教育情報化推進研修業務仕様書」の5委託業務実施基準及び資格に記載の要件を満たしていること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201番地

鳥取県教育センター 総務課

電話 0857-28-2321

電子メールアドレス kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201番地

鳥取県教育センター 教育企画研修課

電話 0857-28-2586

電子メールアドレス kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

令和2年11月10日(火)から同年11月27日(金)までの間にインターネットのホームページ(https://cmsweb2.torikyo.ed.jp/toriedu-center/?page_id=390)から入手すること。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年11月10日(火)から同年11月27日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。なお、郵送により提出する場合の受領期限は、令和2年12月11日(金)午後1時30分(必着)までとする。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年12月11日(金)午後1時30分

イ 開札日時

令和2年12月11日(金)入札後即時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札に関する問合わせの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第1号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和2年11月30日(月)正午までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和2年12月2日(水)までにインターネットのホームページ(https://cmsweb2.torikyo.ed.jp/toriedu-center/?page_id=390)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては入札参加資格確認書(様式2号)を作成の上、令和2年11月27日(金)正午までに、4の(1)の場所に郵便又は持参により1部を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、郵送により提出する場合の受領期限は、令和2年11月27日(金)正午まで(必着)とする。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和2年12月8日(火)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県教育センター所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和2年12月9日(水)までに書面(様式は自由、FAXで送付すること)により説明を求めることができる。
- (3) 鳥取県教育センター所長は、(2)により説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和2年12月10日(木)までに書面により回答する。

8 入札条件

- (1) 入札は、紙による入札による。
- (2) 契約に当たって入札書に記載する金額は、契約申込金額(課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額)とし、業務期間(契約締結日から令和3年2月28日まで)の総額とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (5) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (6) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (7) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りではない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があつた者の入札
- (6) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (7) 政令、会計規則、本件公告及び仕様書又はこの入札説明書に違反した入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 入札書の内容、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

11 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成

された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なったものを、落札者とする。

なお、入札が予定価格に達しない場合は、直ちに再度の入札を行う。3回で落札しない場合は、最低価格を提示した業者と随意契約の交渉を行うものとする。

1.2 契約書作成の要否

要

1.3 手続における交渉の有無

無

1.4 合意管轄裁判所

この調達に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

1.5 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。

(ア) 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

- (イ) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合
- (6) 9の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を、4の(1)の場所に提出すること。
- (7) 委託料の支払い条件
業務完了後に全額支払うものとする。
- (8) 著作権の取扱い
契約に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。